平成２５年（フ）第６５３号
京都府宇治市大久保町旦椋65番地の１　府営西大久保団地15棟207号
債務者　西仮屋左官こと　西仮屋満治
１　決定年月日時　平成25年６月28日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年８月27日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第６５４号
京都府宇治市大久保町旦椋65番地の１　府営西大久保団地15棟207号
債務者　西仮屋トモ子（旧姓田中）
１　決定年月日時　平成25年６月28日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年８月27日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第６６１号
京都市山科区上花山坂尻107番地の50
債務者　加藤　博子
１　決定年月日時　平成25年６月28日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年８月27日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第６７１号
京都市伏見区桃山町弾正島14番地54
債務者　明石　　一
１　決定年月日時　平成25年６月28日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年８月27日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第６７２号
京都府長岡京市金ケ原北裏３番地１　レオ金ヶ原104、前住所京都府八幡市橋本米ノ尾４番地の25
債務者　福澤　敏春
１　決定年月日時　平成25年６月28日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年８月27日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第１２号
鳥取県倉吉市穴窪７番地２
債務者　岡本　　朗
１　決定年月日時　平成25年６月28日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年８月27日まで　鳥取地方裁判所倉吉支部

平成２５年（フ）第４５１号
広島市安佐北区亀山２丁目26―３―５―303、住民票上の住所広島県山県郡北広島町惣森608番地１
債務者　下反　文博
１　決定年月日時　平成25年６月28日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年８月27日まで　広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第４４号
北海道小樽市天神２丁目12番６号　櫻井昭三方
債務者　平沼　順悦
１　決定年月日時　平成25年６月28日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年８月28日まで　札幌地方裁判所小樽支部

平成２５年（フ）第６８号
北海道小樽市奥沢３丁目16番14号
債務者　梶谷　麻深（旧姓上畠）
１　決定年月日時　平成25年６月28日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年８月28日まで　札幌地方裁判所小樽支部

平成２５年（フ）第２３号
秋田県能代市二ツ井町字山根６番地６
債務者　七尾　英光（旧姓赤根谷）
１　決定年月日時　平成25年６月28日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年８月28日まで　秋田地方裁判所能代支部

平成２５年（フ）第２５号
秋田県能代市落合字上釜谷地159番地18
債務者　鈴木　良介
１　決定年月日時　平成25年６月28日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年８月28日まで　秋田地方裁判所能代支部

平成２５年（フ）第１７６号
山梨県韮崎市大草町下條中割95番地７
債務者　内藤　　勇
１　決定年月日時　平成25年６月28日午後４時45分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年８月28日まで　甲府地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第１５２号
岐阜県瑞穂市穂積31番地１
債務者　藤山　英一
１　決定年月日時　平成25年７月１日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年８月29日まで　岐阜地方裁判所

平成２５年（フ）第２０８号
金沢市岩出町ニ73―１　医王病院内、住民票上の住所金沢市大浦町へ103番地
債務者　坂本　順子
１　決定年月日時　平成25年７月１日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年８月30日まで　金沢地方裁判所

平成２５年（フ）第２０号
石川県輪島市久手川町石田150番地　市営・３―33
債務者　濵野　　久
１　決定年月日時　平成25年７月１日午後３時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年８月30日まで　金沢地方裁判所輪島支部

平成２５年（フ）第５２６号
愛知県春日井市岩成台６丁目２番地３　16号棟405号室
債務者　小島百合亜
１　決定年月日時　平成25年６月28日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年８月30日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第５６８号
神戸市兵庫区湊川町９丁目19番７―２号、従前の住所神戸市兵庫区鍛冶屋町２丁目１番６―601号
債務者　山下　雅之
１　決定年月日時　平成25年６月27日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年８月30日まで　神戸地方裁判所第３民事部